

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	岡崎市 232025
地域名 (地域内農業集落名)	宮崎 石原、明見、中金

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	24 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	24 ha
② 田の面積	15 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	13 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	20 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域の大半が森林で形成され谷筋に沿って農地が点在するため、平野部と比較して小規模区画の農地が多い。水稻や茶を中心に露地野菜や果樹(栗・柚子)の作付けが行われており、近年では、耕作放棄地を活用した新たな作物の栽培について検討も実施されている。また、高齢化により農業従事者は減少傾向にあり、担い手も高齢化や後継者不足などの課題もある。さらに鳥獣による被害で営農条件が急速に悪化したため、耕作放棄された農地も多いことから、営農条件の改善が課題である。今後、遊休農地で今後改善が難しい農地について、多様な活用策を検討する必要がある。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・区域内の荒廃農地において地域ぐるみで付加価値の高い新たな作物(薬用作物、特用林産物、果樹、蜜源植物、香辛料作物等)の栽培に取り組み、企業CSR活動やボランティア活動を活発化することにより都市部住民との交流企画を実施しながら農地の保全管理を実現させる。
- ・イノシシ・シカ・サル・ハクビシンなどによる農産物への被害を防止するため、農用地への侵入防止柵設置を行うほか、鳥獣被害を受けにくい作物への転換を検討する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者ごとに農地をまとめて、同一耕作者が耕作する農用地の団地数の減少させ、その団地面積の拡大を進める。			

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
貸付希望のある農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、担い手への集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組
過去にかけて土地改良事業を実施したが、担い手の要望を踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
西三河農林水産事務所、岡崎市、岡崎市農業委員会、JAなどと連携して、毎月実施している新規就農者支援対策担当者会議で就農相談などの新規就農者に関する情報を共有しながら、栽培技術の指導、農業用機械導入の補助、農地のあっせんなどの取り組みにより、新規就農者の相談から定着まで切れ目のなく支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
転作、田植、収穫などの農作業の一部は、必要に応じて担い手に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- 各種支援制度を活用し、地域ぐるみで耕作放棄地の発生防止や鳥獣害対策を推進する。
- 岡崎市有機農業実施計画に基づき、有機農業面積の拡大を図り、団地化を進める。
- (仮)岡崎市情報通信環境整備計画に基づき、スマート農業の推進を図る。
- 地域ぐるみで付加価値の高い新たな作物(薬用作物、トリュフ、果樹、蜜源植物、香辛料作物等)の栽培に取り組むほか、都市部住民との交流企画を実施しながら農地の保全管理を実現させる。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者	露地野菜	0.06 ha	0 ha	露地野菜	0.06 ha	0 ha	凡例参照		
認就	露地野菜	0.06 ha	0 ha	露地野菜	0.06 ha	0 ha	凡例参照		
認農	複合経営	0.03 ha	0 ha	複合経営	0.03 ha	0 ha	凡例参照		
利用者	露地野菜	0.04 ha	0 ha	露地野菜	0.04 ha	0 ha	凡例参照		
認農	工芸農作物	0.36 ha	0 ha	工芸農作物	0.36 ha	0 ha	凡例参照		
利用者	稻作	0.67 ha	0 ha	稻作	0.79 ha	0 ha	凡例参照		
認農	稻作	9.44 ha	0 ha	稻作	10.31 ha	0 ha	凡例参照		
認農	稻作	3.61 ha	0 ha	稻作	3.61 ha	0 ha	凡例参照		
認就	工芸農作物	0.03 ha	0 ha	工芸農作物	0.03 ha	0 ha	凡例参照		
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
		ha	ha		ha	ha			
計	9経営体	14.3 ha	0 ha		15.29 ha	0 ha			

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。